

◆◇ 2024 年 10 月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み ◇◆

2024年10月より、ジェネリック医薬品があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は特別の料金をお支払いすることとなります。

つきましてはこの機会にジェネリック医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

「【1】特別の料金とは

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金のことを言います。
例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、
差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別に特別の
料金としてお支払いすることとなります。

「【2】注意事項

- ◆ 「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
- ◆ 端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合があります。
- ◆ 後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
- ◆ 薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

詳細は、厚生労働省ホームページ（リンク先）をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

■発行：日本NCR健康保険組合 HP <http://www.ncrkenpo.or.jp>

■住所：〒104-0033 東京都中央区新川 1-21-2

■発行日：2024 年 11 月 8 日

■お問い合わせ

・ Mail HIA.JP@ncrkenpo.or.jp ・ Tel 03-5244-9800 ・ Fax 03-5244-9383.